平成２５年（フ）第２４８号
群馬県高崎市中居町１―23―１　マンション吉井１―Ａ号室田村方、住民票上の住所群馬県前橋市元総社町143番地　上信コーポ207号
債務者　斎藤　照代
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２５４号
群馬県高崎市楽間町560番地11
債務者　塚越　由広
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２５７号
群馬県高崎市貝沢町471番地１　サンハイツ高崎305号
債務者　羽田　徳之
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２５８号
群馬県高崎市下小鳥町1322番地１　プランドール103号
債務者　菅又富二代
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２６０号
群馬県高崎市新町519番地３　ハイツあいりん105号
債務者　保泉　繁也
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第４１７号
相模原市南区麻溝台８丁目17番14号　グレースパラシオンⅡ206
債務者　高橋　直哉
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４３３号
相模原市南区相武台団地１丁目１番４―36号
債務者　横田　定美
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４４０号
相模原市中央区南橋本２丁目１番３号
債務者　笠尾　幸広
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４９６２号
大阪市平野区加美北８丁目22番10号　アドニスコート加美101号室、住民票上の住所大阪府堺市西区上559番地７
債務者　竹川　　豪
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１３９号
大阪市鶴見区諸口２丁目14―６、住民票上の住所大阪府枚方市東中振１丁目７番23―402号
債務者　平野　邦行
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１９２号
大阪市平野区長吉出戸３丁目２番49号
債務者　大山　勝次
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３２８号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番８―103号
債務者　坂下　　悠
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３８１号
大阪府吹田市藤白台３丁目１番27―713号
債務者　松本　正利
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４０９号
大阪市城東区成育２丁目４番26号　ベニールハイツ305
債務者　片岡　禎久
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４７２号
大阪府豊中市少路２丁目３番１―412号
債務者　坂田　昌代（旧姓阪井）
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５２３号
大阪府池田市大和町２番６号　102、前住所大阪府池田市鉢塚１丁目９番５－Ａ号
債務者　濵野　英登
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８５０号
大阪市浪速区恵美須西２丁目６番20号　寿マンション302号
債務者　久保　博幸
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部